

議案第58号

取手市立障害者福祉センターつつじ園の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例について

取手市立障害者福祉センターつつじ園の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第103号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年11月30日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

取手市立障害者福祉センターつつじ園において実施する日中一時支援事業について、令和4年度から利用時間を延長するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市立障害者福祉センターつつじ園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

取手市立障害者福祉センターつつじ園の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第103号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用時間及び利用休止日)</p> <p>第4条 障害福祉サービス並びに地域活動支援センター事業及び日中一時支援事業の利用時間及び利用休止日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 利用時間 <u>次の区分によるものとする。</u></p> <p>ア <u>障害福祉サービス及び地域活動支援センター事業 午前9時から午後4時まで</u></p> <p>イ <u>日中一時支援事業 午前9時から午後6時まで</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>(利用時間及び利用休止日)</p> <p>第4条 障害福祉サービス並びに地域活動支援センター事業及び日中一時支援事業の利用時間及び利用休止日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 利用時間 <u>午前9時から午後4時まで</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2及び3 (略)</p>

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の取手市立障害者福祉センターつつじ園の設置及び管理に関する条例の規定に基づく、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に実施される地域生活支援事業に係る利用の承認、施設の利用に係る申請の受付、利用の許可その他必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。